

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成25年12月3日

徳島市監査委員	久米川 文 男
同	工 藤 誠 介
同	岡 南 均
同	吉 本 八 恵

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

土木部 土木政策課、道路建設課、道路維持課、下水道事務所（建設課、保全課、中央浄化センター、北部浄化センター）

2 対象期間等

平成25年4月1日から8月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

平成25年9月19日から11月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務については、契約の方法、手続、締結及び履行、財産管理事務については、公有財産の使用許可等を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿および書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

土木部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項については、それぞれ必要な措置を講じ、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

## 改善・検討を要する事項（指摘事項）

### 1 収入事務

納入の通知を行っている歳入について、調定時期が適切でないものがあった。

収納金の金融機関への払込みが遅いものがあった。

使用料等について、納期限までに完納されていないにもかかわらず、督促状が発行されていないものがあった。

占用料について、許可の際や年度の初めに徴収すべきところ、納入期限の設定が遅いものがあった。

### 2 支出・契約事務

決裁権者が適正でないものがあった。

物品購入において、請書が作成されていないものがあった。

物品の購入方法が適切でないものがあった。

### 3 財産管理事務

公有財産台帳（副本）が整理されていないものがあった。

公共下水道の敷地占用許可において、占用料の算定が適正でないものがあった。

### 4 その他

出勤簿に押印のないものがあった。